

次期長野県障がい者プランの策定について

障がい者支援課

1 趣旨

障害者基本法等により策定が義務付けられている障害者計画（「長野県障がい者プラン2018」）、障害福祉計画及び障害児福祉計画（「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」）は、現行計画期間が令和5年度をもって終了するため、次期プランを令和5年度中に策定。

2 次期プランの策定

(1) プランの構成

下記3つの計画を一体化して策定する。

計画名	根拠法令	内 容
障害者計画	障害者基本法 第11条第2項	障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める計画。
障害福祉計画	障害者総合支援法 第89条第1項	障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画。
障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の22	障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画。

※障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係る国基本指針において、「障害福祉計画等は、障害者計画、地域福祉計画、医療計画、介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする必要がある。」とされている。

(2) 計画期間

障害者計画：1期6年

（「長野県障がい者プラン2024（仮称）」は令和6年度から令和11年度まで）

障害福祉計画・障害児福祉計画：1期3年

（「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」は令和6年度から令和8年度まで）

年度	14	~	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11				
西暦	2002		2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029				
障害者 計画	←			←				←						←					←											
	前期計画			後期計画				長野県障害者プラン2012						長野県障害者プラン2018					長野県障がい者プラン2024											
障害 福祉 計画	←			←			←			←			←			←			←			←								
				第1期			第2期			第3期			第4期			第5期			第6期			第7期								
福祉 計画 障害 児																←			←			←			←					
																第1期			第2期			第3期								
（国 の 参 考 状 況）	←									←						←					←									
	障害者基本計画(H15~24)									障害者基本計画(第3次)(H25~29)						障害者基本計画(第4次)(H30~R4)					障害者基本計画(第5次)(R5~9)									
																●障害者総合支援法施行			●障害者総合支援法一部改正											

(3) 内容

障害者基本法の目的である「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指して、国の障害者基本計画を基本とするとともに、本県の障がい者の状況等を踏まえ、本県における障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本的な計画を策定する。

(4) スケジュール

プラン策定に係る主なスケジュールは下記のとおり

		令和5年度													
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
県計画	障がい者施策推進協議会						◎			◎			◎	計画策定	
							施策骨子			プラン施策体系・概要			最終案の検討		
	関係者意見の聴取、県民意見の募集		●	市町村、保健福祉事務所、障がい者団体等への意見照会・聴取								●	●		パブコメ
	県自立支援協議会			◎						◎			◎		
				スケジュール等						障害福祉・障害児福祉計画のサービス提供体制等			最終案の報告		
圏域自立支援協議会 保健福祉事務所 (圏域プラン)			●	圏域ごとの障害福祉サービス必要量の見込み見込み量確保の方策等の検討・調整								●			



連携・調整

市町村計画	障害福祉計画・障害児福祉計画 (障害者計画) ※		●	障がい者の実情やニーズの把握 サービス必要量の見込み検討				●	見込み量確保方策等の検討 圏域内での調整				●	計画策定
-------	-----------------------------	--	---	---------------------------------	--	--	--	---	-------------------------	--	--	--	---	------

※障害者計画については、市町村により計画年度が異なるため、本年度の策定とならない場合がある。